

2026年版監査役職務確認書 新旧対照表（2025年版からの改訂箇所を表示）

[改訂共通事項]

- ① 2026年版のシャドウ部分が改訂箇所です。
- ② 文脈を整えるための修正や単なる誤字の修正については、新旧対照表への記載を省略している場合があります。
- ③ 以下の表では、改訂のあった項目についてのみ表示しています。

【本確認書の特徴】

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
	1.～4.（本文略）	1.～4.（原文通り）	
	5.を新設。	<p>新設 5. 用語の解説</p> <p><b>「会計監査人」と「監査人」</b></p> <p>「会計監査人」と「監査人」はいずれも財務書類を監査する主体で、公認会計士又は監査法人を指します。</p> <p>「会計監査人」は会社法に基づき会社の機関として設置され、株主に対し財務諸表の適正性を報告します。大会社等では設置が義務づけられています。</p> <p>一方「監査人」は公認会計士または監査法人が行う「監査」という行為の実施者を指す、より広い、実務的な総称です。法令上の定義はなく、日本公認会計士協会の文書等で広く用いられています。上場会社等を監査する場合は、同協会の「上場会社等監査人名簿」への登録が必要です。</p> <p>なお、本確認書では、会社法に基づく監査の実施者は「会計監査人」、金融商品取引法に基づく監査の実施者は「監査人」を用いています。</p>	<p>初心者にとって「会計監査人」と「監査人」の用語の定義がないと分かりづらいため、用語解説を新設。</p>
	【法令略称凡例】（本文略）	【法令略称凡例】（原文通り）	

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目

I-1. 監査計画及び職務の分担 p.4~p.5

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] については改訂なし。	
確認事項	<p>(5)年度単位の監査計画の立て方としては、次の二通りがある。</p> <p>① (本文略)</p> <p>②定時株主総会を単位とする場合：3月決算の場合、定時株主総会終了後の7月から翌年6月。但し、翌年4月から6月の新事業年度の監査に係る計画については、期末で見直しを検討することが望ましい。</p> <p>いずれの場合においても、6月の定時株主総会で選任された新任監査役は、その年の4月1日から6月下旬までの約3カ月の未就任期間も監査の対象となることに留意しなければならない。</p>	<p>(5)年度単位の監査計画の立て方としては、次の二通りがある。</p> <p>① (原文通り)</p> <p>②定時株主総会を単位とする場合：3月決算の場合、定時株主総会終了後の7月から翌年6月。但し、翌年4月から6月の新事業年度の監査に係る計画については、期末で見直しを検討することが望ましい。</p> <p>いずれの場合においても、6月の定時株主総会で選任された新任監査役は、その年の4月1日から6月下旬までの約3カ月の未就任期間も監査の対象とする<sup>する</sup>ことに留意しなければならない。</p>	主語・述語の整合性を確保。
監査のツボ	<p>1)~3) (本文略)</p> <p>4)上場会社等(有価証券報告書提出会社)の場合、金融商品取引法に基づく公認会計士又は監査法人(監査人という)の財務諸表監査において、その監査報告に、「経営者及び監査役等の責任」の文言を明記し、「監査上の主要な検討事項(KAM)」の内容を記載することが義務付けられている(企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」2018年7月5日、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」平成30年11月30日)。(以下略。改訂なし)</p>	<p>1)~3) (原文通り)</p> <p>4)上場会社等(有価証券報告書提出会社)の場合、金融商品取引法に基づく監査人の財務諸表監査において、その監査報告に、「経営者及び監査役等の責任」の文言を明記し、「監査上の主要な検討事項(KAM)」の内容を記載することが義務付けられている(企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」令和2年11月6日、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」)。(以下略。改訂なし)</p>	<p>「会計監査人」「監査人」の用語解説を本監査役職務確認書の冒頭に新設したことにより、ここでは「監査人」という用語を用いる。</p> <p>政省令等改正が繰り返されるものについては、法令同様、改正年月日を省略(単発で出される通知や意見書等の日付は残す)。</p>

I-2. 監査役の監査環境の整備及び監査役への報告に関する体制等

p.6

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
説明	<p>(1)監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役や子会社の取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。(会社規 105②)</p> <p>また、監査役は、適切にその職務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、意見交換や情報収集を行い、状況を把握して対応しなければならない。</p>	<p>(1)監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役や子会社の取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。(会社規 100③・105②)</p> <p>また、監査役は、適切にその職務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、意見交換や情報収集を行い、状況を把握して対応しなければならない。</p>	<p>情報の収集及び監査の環境の整備のためには、取締役等との意思疎通（会社規 105②）だけでなく、監査役への報告に関する体制の整備（会社規 100③）も重要。</p>

I-3. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

p.7

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
説明	<p>(1)監査役は、企業規模、経営上のリスクその他を考慮し、業務を遂行するにあたり補助使用人の要否につき検討し、必要と判断した場合は、補助使用人の配置を取締役に求めなければならない(会社 362④六)。</p> <p>(2)～(5) (本文略)</p>	<p>(1)監査役は、企業規模、経営上のリスクその他を考慮し、業務を遂行するにあたり補助使用人の要否につき検討し、必要と判断した場合は、補助使用人の配置を取締役に求めなければならない(会社 362④六、会社規 100③)。</p> <p>(2)～(5) (原文通り)</p>	<p>会社 362④六のもと、会社規 100③に具体的な条文が付されている。</p> <p>【会社規 100③】</p> <p>3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。</p>

			一 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
--	--	--	---

## II. 業務監査に関する項目

### II-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査

p.12

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [説明] [参考] については改訂なし。	
監査のツボ	<p>1)～3) (本文略)</p> <p>4)最近、企業では、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、重要な経営課題となっている。特に、上場会社においては、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」を経営方針・経営戦略との整合性を意識して記載しなければならない。監査役としても、取締役会がこのテーマを重要な経営課題として掲げ、積極的に取り組んでいるか、注意する必要がある(コーポレートガバナンス・コード原則2-3・補充原則2-3①、令和5年1月31日改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」)。</p>	<p>1)～3) (原文通り)</p> <p>4)最近、企業では、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、重要な経営課題となっている。特に、上場会社においては、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」を経営方針・経営戦略との整合性を意識して記載しなければならない。監査役としても、取締役会がこのテーマを重要な経営課題として掲げ、積極的に取り組んでいるか、<b>監視・検証</b>する必要がある(コーポレートガバナンス・コード原則2-3・補充原則2-3①、「<b>企業内容等の開示に関する内閣府令</b>」第三号様式等)。</p>	<p>監査役は、単に「注意」するだけでなく、少なくとも上場会社については、有価証券報告書監査(有価証券報告書作成に係る業務監査(注))の一環として「監視・検証」する必要がある。</p> <p>(注) 有価証券報告書の内容の適正性を確保するという取締役の職務の執行について、会社法に基づいて行う監査(II-13 [説明] (5))。</p> <p>内閣府令の改正日付を削除する一方、利用者の利便性を高めるため、参照すべき様式を明記。</p>

II-3. 取締役（会）への報告義務・行為差止め請求

p.13

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
説明	(1)～(3) (本文略)  (4) (1)～(3)の行為を適切に行わない場合は、監査役は任務懈怠責任を問われることがある (会社 423①)。	(1)～(3) (原文通り)  (4) (1)～(3)の行為を適切に行わず、監査役として善管注意義務を怠ったと判断される場合は、監査役は任務懈怠責任を問われることがある (会社 330、423①、民法 644)。	適切に行わないだけでなく、善管注意義務違反となって初めて任務懈怠責任を問われる。また、根拠条文を追加。

II-4. 競業取引・利益相反取引等の監査

p.13～p.14

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
確認事項	<input type="checkbox"/> 1. 取締役の競業取引・利益相反取引が事前に取締役会に承認を受け、事後に取締役会に結果報告されるなど適法に取締役会に付議されているかを確認している。  <input type="checkbox"/> 2. (本文略)	<input type="checkbox"/> 1. 取締役の競業取引・利益相反取引について、取締役会による事前承認及び取締役会への事後報告の手続きが適法かつ適切になされているか、また、取引条件が会社の利益を害していないかを確認している。  <input type="checkbox"/> 2. (原文通り)	手続きの形式チェックだけでなく、取引条件の妥当性（取締役が会社に対する忠実義務及び善管注意義務を果たしているか）まで確認することが実務上求められる。  【監査役監査基準】 第 27 条（競業取引及び利益相反取引等の監査） 1. 監査役は、次の取引等について、 <u>取締役の義務</u> に違反する

	<p>□ 3. 関連当事者との一般的でない取引等の有無と適正な履行の確認のため、取締役会審議、決裁書閲覧、会計証憑等で確認している。</p> <p>□ 4. (本文略)</p> <p>□ 5. 自己株式の取得および処分又は消却の手續が、適法かつ定款に基づき適正に履行されているかを、取締役会審議、決裁書閲覧等で確認している。</p>	<p>□ 3. 関連当事者との取引条件が一般と異なる取引等の有無と、当該取引の適正な履行の確認のため、取締役会審議、決裁書閲覧、会計証憑等で確認している。</p> <p>□ 4. (原文通り)</p> <p>□ 5. 自己株式の取得および処分又は消却の手續が、適法かつ定款に基づき適正に履行されているかを、取締役会及び株主総会審議、決裁書閲覧等で確認している。</p>	<p>事実がないかを監視し検証しなければならない。【Lv.2】</p> <p>一 競業取引 二 利益相反取引 (以下略)</p> <p>「一般的でない」の内容を具体的に記述(説明(3)①の表現に合わせる)。</p> <p>本項目は「取引」に関する項目なので「等」は不要。</p> <p>自己株式の取得・処分・消却には取締役会決議だけでなく株主総会決議が必要な場合があるため(市場取引によらない有償取得&lt;会社156&gt;、有利発行による処分&lt;会社199②、201①&gt;、減資を伴う消却&lt;会社447、448&gt;)。</p>
<p>説明</p>	<p>(1)競業取引・利益相反取引 取締役が、競業取引(取締役が自己又は第三者のために行う自社と同類の事業に属する取引)及び利益相反取引(取締役が自己又は第三者のために行う自社と利益が相反する取引)をしようとするときは、取締役会の承認を得なければならない(会社356・365・428)。また、当該取引をした取締役は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない</p>	<p>(1)競業取引・利益相反取引 取締役が、競業取引(取締役が自己又は第三者のために行う自社と同類の事業に属する取引)及び利益相反取引(取締役が自己又は第三者のために行う自社と利益が相反する取引)をしようとするときは、取締役会の承認を得なければならない(会社356・365・428)。また、当該取引をした取締役は、遅滞なく取締役会に報告しなければ</p>	<p>形式チェックだけでなく、取締役及び取締役会が忠実義務及び善管注意義務を果たしているかをチェックする必要がある (特に、親会社取引では、取引条件が会社の利益を害していないかを事業報告に記載する必要</p>

<p>(会社 365②)。監査役は、役員の兼務状況、該当取引が発生するような兼務先の有無を予め確認し、競業取引・利益相反取引がある場合は、取締役会で事前承認・結果報告が為されているかを確認する。</p> <p>(2) (本文略)</p> <p>(3) 関連当事者との取引  関連当事者との取引については、監査役は、以下の点について確認しなければならない。</p> <p>① 関連当事者（親会社又は子会社若しくは株主等）との取引等で取引条件が一般と異なる取引は、取引条件の設定・改定について、所管部門ないし当該関連当事者から適宜確認するとともに、公開会社又は会計監査人設置会社の場合は、計算書類の個別注記表等にその取引条件が記載されていることを確認する（会算規 112）。</p> <p>② (本文略)</p> <p>(4) (本文略)</p> <p>(5) 競業取引等における監査役の役割  監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれがある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければならない。また、取締役が</p>	<p>ばならない（会社 365②）。監査役は、役員の兼務状況、該当取引が発生するような兼務先の有無を予め確認し、競業取引・利益相反取引がある場合は、取締役会で事前承認・結果報告が為されているか、及び取引条件が会社の利益を害していないかを確認する。</p> <p>(2) (原文通り)</p> <p>(3) 関連当事者との取引  関連当事者との取引については、監査役は、以下の点について確認しなければならない。</p> <p>① 関連当事者（親会社又は子会社若しくは株主等）との取引等で取引条件が一般と異なる取引は、取引条件の設定・改定について、所管部門ないし当該関連当事者から適宜確認するとともに、公開会社又は会計監査人設置会社の場合は、計算書類の個別注記表等にその取引条件等の詳細が記載されていることを確認する（会算規 112。会計監査人非設置会社の場合は一部を省略可能）。</p> <p>② (原文通り)</p> <p>(4) (原文通り)</p> <p>(5) 競業取引等における監査役の役割  監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれがある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない（会社 382）。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければなら</p>	<p>がある）。</p> <p>会算規 112①で、取引条件等の詳細を注記表等に記載する義務があるのは「会計監査人設置会社」のみ。</p> <p>監査役の取締役会に対する報告義務の根拠規定を明記。</p>
--	---	--

	<p>退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告を行う。</p>	<p>ない。また、取締役が退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役会に対し報告するとともに、取締役に対して助言又は勧告を行う。</p>	<p>取締役が法令・定款に違反する取引を行い、重大な損失の発生が懸念される場合には、まず取締役会に報告することが求められる。</p>
--	---	--	--

II-5. 会社法に基づく内部統制監査 p.15～p.16

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[参考] は改訂なし。	
<p>確認事項</p>	<p>□ 1. (本文略)</p> <p>□ 2. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合 (大会社以外の会社を含む)、決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。</p> <p>□ 3. ～□ 5. (本文略)</p> <p>□ 6. 反社会的勢力との関係を遮断する内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。</p> <p>□ 7. (本文略)</p>	<p>□ 1. (原文通り)</p> <p>□ 2. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合 (大会社以外の会社を含む)、決議の内容及び構築・運用状況の相当性を確認した。決議していない会社については、任意に構築された内部統制システムの構築・運用状況の相当性を確認した。</p> <p>□ 3. ～□ 5. (原文通り)</p> <p>□ 6. 反社会的勢力との関係を企業集団全体で遮断する内部統制システムが、明確な方針のもと構築・運用されていることを確認した。</p> <p>□ 7. (原文通り)</p>	<p>[説明] (1)後段の記述との平仄。すべての会社が取締役の善管注意義務の一環として自社に合った内部統制システムを構築する必要があり、監査役としてはそのシステムの構築・運用状況の相当性を確認する必要。</p> <p>反社対応も業務の適正性を確保するための内部統制の一環であり、大会社については企業集団の内部統制の整備が義務付けられている (会社 362④六、会</p>

			<p>施規 100①五)。大会社以外は、法令上は義務付けられていないが、子会社・関連会社を使った反社勢力との取引等があるため、企業集団全体で対応する必要があるのは大会社と同じ。「明確な方針」とは「基本方針」や「宣言」を指す。</p>
説明	<p>(1)～(6) (本文略)</p> <p>(7)反社会的勢力との関係を遮断することは、今や社会の要請である（各都道府県等暴力団排除条例）。反社会的勢力と関係を持つことは社会的指弾を受け、場合によっては、会社の存続にかかわる問題となることがあるので、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置づける必要がある。</p>	<p>(1)～(6) (原文通り)</p> <p>(7)反社会的勢力との関係を遮断することは、今や社会の要請である（各都道府県等暴力団排除条例）。反社会的勢力と関係を持つことは社会的指弾を受け、場合によっては、会社の存続にかかわる問題となることがあるので、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、宣言や基本方針という形で内部統制システムに明確に位置づける必要がある。また、反社会的勢力との関係は、会社単体だけでなく、子会社を含む企業集団全体の重大な損失を招くので、企業集団内部統制の観点から、企業集団全体として関係を遮断しなければならない。</p>	<p>[確認事項] □6. と同じ理由。</p>
監査のツボ	<p>1) (本文略)</p> <p>2) コンプライアンスに関し、会社内の各部門が各々の業務上関連のある法令等について、定期的な自己点検を制度化することによって、取締役、部門管理者が自部門の課題・対策立案、実行に結び付けて行くことが定例化できる。ただし、主観的に陥りやすいおそれもあるため自己点</p>	<p>1) (原文通り)</p> <p>2) コンプライアンスに関し、会社内の各部門が各々の業務上関連のある法令等について、定期的な自己点検を制度化することによって、取締役、部門管理者が自部門の課題・対策立案、実行に結び付けて行くことが定例化できる。ただし、主観的に陥りやすいおそれもあるため、</p>	<p>チェックの具体的方法を例示して、理解しやすくした。</p>

	<p>検の制度が正しく機能しているか監査役はチェックする。</p> <p>3)、4) (本文略)</p>	<p>監査役は、内部監査部門と連携して自己点検結果及びそのプロセスをサンプリングチェックするなど、自己点検の制度が正しく機能しているか検証する。</p> <p>3)、4) (原文通り)</p>	
--	--	--	--

II-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査 p.16~p.18

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		<p>[参考]については改訂なし。</p>	
<p>確認事項</p>	<p>□1. 上場会社等とそのグループ会社の場合、「経営者が財務報告内部統制について、適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に記載した」ことを監視、検証し、監査人の有効性の評価についても報告を受け、内容を確認した。</p>	<p>□1. 上場会社等とそのグループ会社の場合、「経営者が財務報告内部統制について、適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に適切に記載したこと」を監視、検証し、また、「経営者の評価に対する監査人の監査結果である内部統制監査報告書」について報告を受け、内容を確認した。</p>	<p>□1. については、2025年版原文の「監査人の有効性の評価」の文意がわかりにくいため、修正した。</p>
<p>説明</p>	<p>(1)、(2) (本文略)</p> <p>(3)金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人（監査法人等）の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。監査役は、経営者・内部監査部門等と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人（監査法人等）からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。</p> <p>(4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に</p>	<p>(1)、(2) (原文通り)</p> <p>(3)金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。監査役は、経営者・内部監査部門等と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。</p> <p>(4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に</p>	<p>[説明](3)は、本書の用語の説明欄に「監査人」を記載したことに伴う改訂。</p> <p>[説明](4)後段の文章にある「また、」以下の適時開示の対象</p>

<p>基づくものとして有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書等（金商 24・24 の 5・24 の 4 の 4 等）があり、上場規程に基づくものとして四半期・通期決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書等（東証有価証券上場規程 404・419）がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合は適時開示をしなければならない（東証有価証券上場規程 402・403）。</p> <p>上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視・検証する必要がある。</p> <p>情報開示に関連して、インサイダー取引規制違反（金商 166）、フェア・ディスクロージャー・ルール違反（金商 27 の 36）を起こさないために、これらのルールが社内で周知徹底されていることも重要である。</p> <p>(5)を新設</p>	<p>基づくものとして有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書等（金商 24・24 の 5・24 の 4 の 4 等）があり、上場規程に基づくものとして四半期・通期決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書等（東証有価証券上場規程 404・419）がある。また、当該会社又は子会社に上場規程又は金融商品取引法に定める事項に該当する一定の決定事項又は発生事項等があった場合、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす可能性があるため、適時開示をしなければならない（東証有価証券上場規程 402～411 の 2、金商 166 条 ②）。」</p> <p>上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視・検証する必要がある。</p> <p>(以下、削除)</p> <p>新設(5)上場会社の会社関係者（内部者）等が、開示されるべき重要情報を知って、その公表前に当該会社の上場有価証券の売買等を行うことをインサイダー取引という。次の行為が禁止されている。</p> <p>①会社関係者が当該会社の上場有価証券の売買等を行うこと（金商 166①）</p> <p>②会社関係者から未公表情報の伝達を受けた者が当該会社の上場有価証券の売買等を行うこと（金商 166③）。</p> <p>③会社関係者が他人に未公表情報を伝達すること、又は当該会社の上場有価証券の売買を推奨すること（金商 167 の 2①）。</p> <p>また、公開買付者等関係者の場合も、公開買付（TOB）関連事実を知って、その公表前の当該会社の上場株券の買付</p>	<p>事項は、決定事実、発生事実を含む他の事項もあることを付記した。</p> <p>[説明](4)のインサイダー取引規制、FD規制の記述を削除し、(5)(6)を新設して詳述。</p> <p>上場会社やIPO準備中の会社において、適時開示を適時に適切に実施することと併せて、①インサイダー取引規制に違反しないことを内部統制システムの一部として考えるべきことから、また、②取引先で上場会社の者ではなくとも、上場会社の会社関係者から未公表情報を直接得たときの当該株式の売買も禁止されていることから、規制の内容をやや詳しく説明することとした。</p>
---	--	---

	(6)を新設	<p>け・売付け、情報の伝達などが同様に禁止されている（金商167①・③、167の2②）。</p> <p>新設(6)上場会社等が、取引関係者（守秘義務契約や売買禁止契約のない証券会社・金融機関・証券アナリスト等、株主等）に、未公表の重要情報を伝達するときには、その伝達と同時に当該重要情報を公表しなければならない（金商27の36）。これは、フェア・ディスクロージャー・ルール（FDルール）と呼ばれ、積極的かつ公平な情報開示を促すためのルールとされている。例えば、上場会社役員やIR担当者が未公表重要情報を社外に説明するとき、あるいは株主総会で未公表重要情報を出席株主に開示するときも、FDルールの対象となることに注意が必要である。</p>	<p>上場会社やIPO準備中の会社において、適時開示を適時に適切に実施することと併せて、インサイダー取引規制に違反しないことを内部統制システムの一部として考えるべきことから、規制の内容をやや詳しく説明することとした。</p>
監査のツボ	<p>1)、2) (本文略)</p> <p>3)を新設</p> <p>4)を新設</p>	<p>1)、2) (原文通り)</p> <p>新設3)上場会社の適時開示情報は、TDnet（取引所の適時開示情報伝達システム）に登録する必要がある。取引所の開示処理を経て、報道機関に伝達され、同時に取引所の閲覧サービスに掲載された時点以後が、公表されたこと（公衆の縦覧に供されたこと）になる。</p> <p>新設4)インサイダー取引規制に違反しないためには、役員等は、決定した事項や発生した事実等が、インサイダー取引規制の対象となる重要情報に当たるかを上場規程や金商法166条第2項に基づき識別することが必要である。</p> <p>また、「決定時点」については、取締役会決議等の機関決定に限らず、それ以前に社長・CEO等の業務執行を実質的に決定する者による決定が行われた時点が決定時点であ</p>	<p>適時開示の際の「公表」したと見なされるタイミングや、適時開示すべき重要情報とは具体的に何かを監査役も認識しておく必要があるため、[監査のツボ]に概要を記載しておくことにした。</p>

		ると解される場合があるので、注意が必要である。	
--	--	-------------------------	--

II-7. 会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員への対応 p.18~p.20

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[参考] については改訂なし。	
確認事項	<p>□1. 当社の買収防衛策が法に定められた条件を満たしていることを確認した（会社法施行規則 118 条 3 号）。</p> <p>□2. （本文省略）</p> <p>□3. 上場会社の場合、独立役員に指定された社外監査役は、一般株主の利益を踏まえた行動をとっている。</p>	<p>*原文□1. を削除する。新設□1.、2.、3. を置く。</p> <p>新設□1. 「財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」等を定めているときは、事業報告に該当事項が記載されていることを確認し、監査役（会）監査報告に意見を記載した。</p> <p>新設□2. 上場会社の場合、買収提案を受領した後、取締役会が真摯に対応していることを確認した。</p> <p>新設□3. 上記□1、□2に該当する事項はなかった。</p> <p>原文□2. は、項番□4. に繰り下げる（本文は原文通り）。</p> <p>原文□3. は、項番□5. に繰り下げ、文章を一部修正する□5. 上場会社の場合、独立役員に指定された社外監査役は、株主共同の利益を踏まえた行動をとっている。</p>	<p>買収への対応方針（買収提案）に対する監査役（会）の対応を巡っては、会社法施行規則 118 条 3 号の事業報告記載事項の監査に加えて、上場会社が買収提案を受けたときの取締役会の対応について経済産業省「企業買収における対応方針」を念頭に監査する場合もあり、それぞれを分けて確認事項及び説明を追加する。</p> <p>用語「一般株主の利益」は、「株主共同の利益」とする方が適切な表現といえる。</p>
説明	<p>(1)財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針が定められ、一定の事項（買収防衛策を含む）が事業報告に記載されている場合、当該事項について監査役が監査報告に意見を記載する（会社規 118 三・129①六・130②二）。買収防衛策の内容については、取締役の保身や株主共同の利益を害する可能性があるときは、監査役は、</p>	<p>原文[説明](1)を削除。新設(1)(2)に置き換える。</p> <p>新設(1) 会社が他社からの買収提案に対抗することを意識して、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とその実現に資する特別な取組み」を定め、併せて「基本方針に照らして不適切な者によ</p>	<p>会社法施行規則の文言をできるだけ使用して正確に表現することとする。日本監査役協会の監査役監査基準 50 条も参考に記</p>

<p>企業価値の最大化を念頭に、取締役の善管注意義務・忠実義務違反がないか確認する必要がある。 監査役は、買収防衛策について、経済産業省(令和5年8月公表「企業買収における行動指針」)等の指針を参考に、企業価値ないし株主共同の利益の確保や向上のために公正な判断をすることが求められている。</p> <p>(2)を新設</p>	<p>って会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策又は買収への対応方針・対抗措置)」を定めた場合、事業報告に記載しなければならない(会社規118①三)。</p> <p>監査役(会)は、監査報告において、それらに対する意見を述べなければならない(会社規129六・130②二)。取締役会の審議状況、及び決定した取組みが、①基本方針に沿っていること、②自社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、③会社役員の地位の維持を目的とはしていないことなどが意見形成の着眼点となる。</p> <p>新設(2)上場会社の株式を取得することで会社の支配権を得ようとする買収提案を受けたときに備えて、又は実際に買収提案を受けたときには、取締役会(必要に応じて株主総会)は、買収に対抗する旨の「買収への対応方針」導入の決定、新株予約権無償割当等の行為を含む「買収への対抗措置」発動の決定ができる。これらの決定をした上場会社は、適時開示をする必要がある。</p> <p>実際に買収提案を受けたときの取締役会の対応は、経済産業省「企業買収における行動指針」(2023年8月31日公表)等を参考に、①企業価値・株主共同の利益の向上、②株主の合理的意志に依拠、③株主の判断のための有益情報の提供、の3つの原則を遵守する「真摯な対応」であることが重要である。株主等にとって「望ましい買収」提案である場合、すなわち、買収提案者の企業価値向上策が現任経営陣の経営戦略より勝ると判断できる場合は、買収を受け入れることも検討しなければならない。一方、他社に買収提案をする場合も、上記指針の3原則に沿った買収行動</p>	<p>載した。</p> <p>経産省「企業買収における行動指針」は、上場会社が買収提案を受けた場合の取締役会の対応を中心に論述していることから、それに沿った記述に修正することにした。</p>
--	--	---

	(3) 上場会社の独立役員に指定された社外監査役は、取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益を踏まえた行動をとることが、特に、期待されている。	<p>であることが望ましい。</p> <p>原文(2)は項番(3)に繰り下げる（本文は原文通り）。</p> <p>原文(3)は項番(4)に繰り下げ、文章を修正する。</p> <p>(4) 上場会社の独立役員に指定された社外監査役は、取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、<b>株主共同の利益</b>を踏まえた行動をとることが、特に、期待されている。</p>	用語「一般株主の利益」は、「株主共同の利益」とする方が適切な表現といえる。
監査のツボ	1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して支配株主の異動を伴う募集株式等の発行、及び第三者割当に関する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）について、所管部署より情報収集を図り、必要があると認めるときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役に意見を述べる。	1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して支配株主の異動を伴う募集株式等の発行、及び第三者割当に関する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）について、所管部署より情報収集を図り、必要があると認めるときは、外部の弁護士等の意見を求め、 <b>株主共同の利益</b> への配慮の観点から代表取締役及び取締役に意見を述べる。	用語「一般株主の利益」は、「株主共同の利益」とする方が適切な表現といえる。

## II-9. 取締役及び使用人に対する報告請求、業務・財産の調査（往査の実務）

p.21

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
説明	(1)～(4) （本文略） (5) 監査役は不正の未然防止に努める為、会議費・交際費のチェックのほか、検収の現物確認、棚卸の現場立会い等で適宜抜き取り調査などを行い、牽制効果を発揮して不正の未然防止に努めると共に、不正の芽の早期発見にも努める。このため会計監査人、内部統制・内部監査部門等との連携を密にする。	(1)～(4) （原文通り） (5) 監査役は、会議費・交際費のチェックのほか、 <b>検収の現物確認や棚卸の現場立会い等で適宜抜き取り調査などを行い、牽制効果を発揮して不正の未然防止に努めると共に、不正の芽の早期発見にも努める。このため会計監査人、内部統制・内部監査部門等との連携を密にする。</b>	文意の明確化（目的は「不正の未然防止」と「不正の芽の早期発見」の両方であるので、文頭の「不正の未然防止に努める為」を削除）。

(6)～(10) (本文略)	(6)～(10) (原文通り)	
----------------	-----------------	--

II-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置

p.23～p.24

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[参考]については改訂なし。	
確認事項	<p>□1. 不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしている。</p> <p>□2. ～□5. (本文略)</p> <p>□6. 必要に応じて、かつ監査役に利害関係があると認められないため、調査委員会又は第三者委員会の委員に就任した。</p> <p>□7. ～□10. (本文略)</p>	<p>□1. 不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人、内部監査部門及び内部統制部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしている。</p> <p>□2. ～□5. (原文通り)</p> <p>□6. 監査役に利害関係がなく、かつ委員会の独立性・中立性の確保に資すると認められたため、調査委員会又は第三者委員会の委員に就任した。</p> <p>□7. ～□10. (原文通り)</p>	<p>不祥事の兆候感知の実効性をより上げるためには、内部統制部門全体から聴取することが必要。</p> <p>「利害関係が認められない」という消極的な理由だけではなく、「委員会の独立性・中立性の確保に資する」という積極的な理由を加えたほうが、監査役が参加する意義がより鮮明になる。</p> <p>一方、「委員会の独立性・中立性の確保に資すると認められたため」という積極的な条件を加えたため、冒頭の「必要に応じて、かつ」というあいまいな表現は不要と考え、削除。</p>

<p>説明</p>	<p>(1) 監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、日常的な監査役監査活動に加えて、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。（以下略）</p> <p>(2)～(5)（本文略）</p> <p>(6) 監査役は、当該取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役会における協議を経て、取締役に対して、外部の独立した弁護士等から成る第三者委員会の設置の勧告を行い、必要に応じて弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。</p> <p>(7)、(8)（本文略）</p> <p>(9) 監査役は、不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、就任しない場合にも第三者委員会の設置の経緯及び対応状況について、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。委員に就任した場合には、他の弁護士等の委員と協働して職務を適正に遂行する。</p>	<p>(1) 監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、日常的な監査役監査活動に加えて、会計監査人、内部監査部門及びコンプライアンス所管部門などの内部統制部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。（以下略）</p> <p>(2)～(5)（原文通り）</p> <p>(6) 監査役は、当該取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役会における協議を経て、取締役に対して、外部の独立した弁護士等から成る第三者委員会の設置の勧告を行い、さらに、取締役会が第三者委員会の設置を拒否するような場合には、弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。</p> <p>(7)、(8)（原文通り）</p> <p>(9) 監査役は、不祥事に対して明白な利害関係がなく、かつ委員会の独立性・中立性の確保に資すると認められる場合には、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、就任しない場合にも第三者委員会の設置の経緯及び対応状況について、刑事司法手続が行われているなど、適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。委員に就任した場合には、他の弁護士等の委員と協働して職務を適正に遂行する。</p>	<p>[確認事項] □ 1. と同じ理由。</p> <p>「必要に応じて」というあいまいな表現に代えて、監査役自らが主導して第三者委員会を立ち上げなければならない場合を具体的に例示して、分かり易くした。</p> <p>[確認事項] □ 6. と同じ理由。また、刑事司法手続が行われているなど、第三者委員会から説明を受けたり、監査役会に委員の出席を求めたりすることは適切でない場合もあるので、追加した。</p>
-----------	---	---	--

監査のツボ	<p>1) 不祥事の兆候（危険信号）の感知には、内部通報、その事実関係の調査結果、原因分析結果等がきっかけとなる場合も考えられる。</p> <p>2) 企業集団内の子会社監査役は、企業不祥事が発生したとき、もしくは発生のおそれがあるときは、親会社監査役や内部統制部門等に遅滞なく状況報告を行い、親会社と一体となって事態の解決を促すことが重要である。</p> <p>3)、4)（本文略）</p>	<p>1) 不祥事の兆候（危険信号）の感知には、内部通報、その事実関係の調査結果、原因分析結果等がきっかけとなる場合もある。</p> <p>2) 企業集団内の子会社監査役は、企業不祥事が発生したとき、もしくは発生のおそれがあるときは、親会社監査役や内部統制部門等に遅滞なく状況報告を行い、親会社と一体となって事態の解決を促すことが重要である。他方、親会社監査役は、子会社監査役に報告を求めたり調査権限を行使したりして、事実関係の把握に努めるとともに、グループ全体で適切な対応が行なわれているか、監視・検証することが重要である。</p> <p>3)、4)（原文通り）</p>	<p>「考えられる」だけでなく、実際に事例が存在している（「ある」）ため。</p> <p>企業集団内部統制の観点から、親会社監査役の義務を追加。</p>
-------	--	--	--

II-1 1. 企業集団に関する監査

p.25～p.26

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
確認事項	<p><input type="checkbox"/> 1.（本文略）</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 企業集団の内部統制監査においては、不祥事等が親会社・企業集団に与える損害の大きさに応じて効率的かつ効果的に監査対象や監査項目等を決定している。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. ～<input type="checkbox"/> 8.（本文略）</p>	<p><input type="checkbox"/> 1.（原文通り）</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 企業集団の内部統制監査においては、子会社の事業規模・重要性や内在するリスク及び不祥事等が親会社・企業集団に与える損害の大きさに応じて効率的かつ効果的に監査対象や監査項目等を決定している。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. ～<input type="checkbox"/> 8.（原文通り）</p>	<p>リスクベース監査の視点をより的確に分かりやすく記述。</p>

<p>説明</p>	<p>[親会社監査役による子会社調査権の行使]</p> <p>(1) 新設</p> <p>[企業集団に関する監査]</p> <p>(1) (本文略)</p> <p>(2)会社法は親子間の監査役相互・内部監査部門・会計監査人等との意思疎通と情報交換、子会社役員・重要な使用人等との意思疎通を図り、企業集団レベルの情報交換・環境整備への努力を求めている(会社規 100②③)</p> <p>(3)、(4) (本文略)</p>	<p>[親会社監査役による子会社調査権の行使]</p> <p>新設(1)親会社の監査役は、取締役の子会社の管理に関する職務の執行を監視・検証しなければならないが、事業規模や重要性などを勘案し、リスクベースの視点から監査を行うことが効率的かつ効果的である。</p> <p>原文(1)～(3)の項番を(2)～(4)に繰り下げる(本文は原文通り)。</p> <p>[企業集団に関する監査]</p> <p>(1) (原文通り)</p> <p>(2)会社法は親子間の監査役相互・内部監査部門・会計監査人等との意思疎通と情報交換、子会社役員・重要な使用人等との意思疎通を図り、企業集団レベルの情報交換・環境整備への努力を求めている(会社規 100③・105)</p> <p>(3)、(4) (原文通り)</p>	<p>監査役の監査対象は、取締役の職務の執行が基本であることを述べた上で、確認事項□2. の説明を加えた。</p> <p>会社規 100②は、監査役設置会社以外の会社に関する条文なので削除。一方、会社規 105 は関連するので追加。</p>
-----------	---	---	---

II-1 2. 内部監査部門及び内部統制部門との連携

p.27

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
<p>説明</p>	<p>(1) (本文略)</p> <p>(2)内部監査部門が、取締役会・代表取締役に内部統制システムの弱点、不備、欠陥等を指摘した上で、その是正・改善等を勧告・助言した場合、監査役としてはそれらが取締役会等重要会議で十分審議され、代表取締役その他の業務</p>	<p>(1) (原文通り)</p> <p>(2)内部監査部門が、取締役会・代表取締役に内部統制システムの弱点、不備、欠陥等を指摘した上で、その是正・改善等を勧告・助言した場合、監査役としてはそれらが取締役会等重要会議で十分審議され、代表取締役その他</p>	<p>監査役が内部監査部門による監査結果の実施状況をモニタリングする目的が、単に内部監査部門による監査活動の実効性を</p>

	<p>執行取締役によって、適宜・適切に実施されているかを監査する。言わば、監査役は内部監査部門による監査活動の実効性を担保する役割を担っている。</p> <p>(3)~(5) (本文略)</p>	<p>の業務執行取締役によって、適宜・適切に実施されているかを監査する。監査役はそれによって、内部監査部門による監査活動の実効性だけでなく、内部統制システム全体の実効性を担保する役割を担っている。</p> <p>(3)~(5) (原文通り)</p>	<p>担保することではなく、それを通じた内部統制システム全体の実効性を担保することであることを明確化。</p>
--	---	--	---

### II-13. 事業報告等の監査

p.28

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		<p>[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。</p>	
<p>説明</p>	<p>(1)~(3) (本文略)</p> <p>(4)公開会社の監査役は、事業報告において開示される社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する (会社規 119・124 四)。</p> <p>(5) (本文略)</p>	<p>(1)~(3) (原文通り)</p> <p>(4)公開会社の監査役は、事業報告において開示される社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検証する (会社規 119・124 四)。</p> <p>(5) (原文通り)</p>	<p>事業報告は「監査」の対象なので、「検討」より「検証」が望ましい。</p>

### III. 会計監査に関する項目

#### III-1. 会計監査人非設置会社の会計監査

p.29

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		<p>[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。</p>	
<p>説明</p>	<p>(1) (本文略)</p> <p>(2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の</p>	<p>(1) (原文通り)</p> <p>原文 (2) を削除</p>	<p>会計監査人非設置会社には不</p>

	<p>策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目、期末監査に関する報告等、及び上場会社の場合、半期報告書レビューや第1・第3四半期決算短信の任意レビューに関する報告等を聴取し、各事項の相当性を判断する(会社 397)。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。</p> <p>(3)～(8) (本文略)</p>	<p>原文(3)～(8)の項番を、(2)～(7)にひとつずつ繰り上げる(本文は原文通り)。</p>	<p>要な説明。</p>
--	---	---	--------------

III-2. 会計監査人設置会社の会計監査 p.30

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		<p>[説明] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。</p>	
<p>確認事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. <input type="checkbox"/> 2. (本文略)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、確認をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. (本文略)</p>	<p><input type="checkbox"/> 1. <input type="checkbox"/> 2. (原文通り)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制(独立性、品質管理体制等)について、確認をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. (原文通り)</p>	<p>確認すべき内容を具体的に明らかにして、イメージを掴みやすくした。</p>

III-4. 会計監査人との連携についての確認 p.33～p.34

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		<p>[確認事項] [監査のツボ] については改訂なし。</p>	

<p>説明</p>	<p>(新設)</p> <p>(1)～(5) (本文略)</p> <p>(6)会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告を受けた場合には（会社 397①）、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない（会社 382・383・385）。</p> <p>(7)、(8) (本文略)</p> <p>(9)日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人（及びネットワーク・ファーム）が、当該会社（子会社等を含む）とアドバイザー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする（日本公認会計士協会「倫理規則」R600.22 2022年7月25日最終改正）。監査役（会）は、事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、会計監査人・監査人が監査業務に</p>	<p>[説明]の前に、次の注意書きを挿入。</p> <p>(注)「会計監査人」と「監査人」の言葉の意味については、冒頭の【本確認書の特徴】「5.用語の解説」をご覧ください。</p> <p>(1)～(5) (原文通り)</p> <p>(6)会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告を受けた場合には（会社 397①）、監査役は、必要な調査を行い、取締役会に報告するとともに、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない（会社 382・383・385）。</p> <p>(7)、(8) (原文通り)</p> <p>(9)日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人（及びネットワーク・ファーム）が、当該会社（子会社等を含む）とアドバイザー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする（日本公認会計士協会「倫理規則」R600.22）。監査役（会）は、事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、その公認会計士又は監査法人が監査業務</p>	<p>[説明][監査のツボ]では「会計監査人」「監査人」「公認会計士又は監査法人」という表現が同じページに混在し、読者が混乱する可能性があるため、本確認書冒頭に用語解説を新設。</p> <p>監査役は会計監査人から取締役の職務執行について重大な事実を知らされた場合、助言や勧告を行う前に、まず取締役会に報告することが必要（会社法 382）。</p> <p>日本公認会計士協会「倫理規則」の改正日付を削除。</p> <p>本文中の「公認会計士又は監査法人」と、そのあとの「会計監査人・監査人」は同じものを指すので、読者の混乱を防ぐために、用語を「公認会計士又は監査法人」に統一。</p>
-----------	---	--	--

	<p>において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。</p> <p>(10)公開会社は、非監査業務（保証業務と非保証業務）を会計監査人に依頼し対価を支払ったときはその内容を事業報告に記載する必要がある（会社規 126 三）。監査役(会)は、その内容が適切か確認する。</p>	<p>において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。</p> <p>(10)公開会社は、<u>監査契約を締結している会計監査人に非監査業務（保証業務と非保証業務）を依頼し、対価を支払ったときは</u>その内容を事業報告に記載する必要がある（会社規 126 三）。監査役(会)は、その内容が適切か確認する。</p>	<p>事業報告に記載する必要があるのは、<u>監査契約を締結している会計監査人に非監査業務を依頼し、対価を支払った場合</u>だけであるので、その点を明確化。</p>
参考	<p>○監査役監査基準 48 条 [会計監査人との連携] ○日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」（2024 年 7 月 23 日改定） *以下、[説明](8)関連の参考文献 ○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 7 条 [法令違反等事実の通知]・8 条[情報通信の技術を利用する方法] ○企業会計審議会 [監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書]（2013 年 3 月 26 日） ○財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ [財務報告に係る内部統制の監査]（2023 年 4 月 7 日改訂・2024 年 4 月 1 日適用）</p>	<p>○監査役監査基準 48 条 [会計監査人との連携] *以下、[説明](8)関連の参考文献 ○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 7 条 [法令違反等事実の通知]・8 条[情報通信の技術を利用する方法] ○企業会計審議会 [監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書]（2013 年 3 月 26 日） ○財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ [財務報告に係る内部統制の監査]（2023 年 4 月 7 日改訂・2024 年 4 月 1 日適用） ○日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」（2024 年 7 月 23 日改定）</p>	<p>[参考] 欄掲載の原則（同欄には原則として、日本監査役協会の「監査役監査基準」の条文番号のみを置き、それ以外は注釈付きで掲載する）に合わせる。</p>

#### IV. 監査報告に関する項目

##### IV-2. 監査報告の作成・通知 p.37

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [説明] [参考] については改訂なし。	
監査のツボ	1) 直接訪問や実査による監査方法に加えて、オンライン面談、書類の電子化、映像による監査を行った場合、その	1) 監査方法として、 <u>対面で実施した面談や実査に加えて、オンライン面談、電子化された資料、記録映像、中継映像を用いて監査を実施した場合、その旨を監査報告</u>	監査報告において「監査の方法及びその内容」の欄には、概要ではなく具体的な内容を記載するため、実際に行った内容を記

旨を「監査の方法及びその内容」に記載することが望ましい。	の「監査の方法及びその内容」に記載することが望ましい。	載する必要がある。そのため、「直接訪問」という表現を「対面 で実施した面談」に修正するとともに、オンライン等を活用した場合の内容を具体的に記載。
------------------------------	-----------------------------	---

## V. 監査役が対応すべきその他の項目

### V-1. 取締役等の責任一部免除に関する事項 p.39

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
説明	<p>(1) (本文略)</p> <p>(2) 取締役の会社に対する任務懈怠責任は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、下記 i ~ iii の方法で、賠償額の一部を免除することができる(会社 425)。ただし、利益相反取引のうち自己のために直接取引を行った取締役の責任は、i ~ iii の方法では一部免除できない(会社 428)。</p> <p>i (本文略)</p> <p>ii 定款規定に基づく取締役会決議による事後的免除(会社 426) 取締役の責任免除を規定する定款変更の議案を株主総会に提出する場合及び定款の規定に基づく責任免除の議案を取締役会に提出する場合には、すべての監査役の同意が必要(会社 426②)</p> <p>iii 非業務執行取締役との事前の責任限定契約(会社 427)</p>	<p>(1) (原文通り)</p> <p>(2) 取締役の会社に対する任務懈怠責任は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、下記 i ~ iii の方法で、賠償額の一部を免除することができる(会社 425)。ただし、利益相反取引のうち自己のために直接取引を行った取締役の責任は、i ~ iii の方法では一部免除できない(会社 428)</p> <p>i (原文通り)</p> <p>ii 定款規定に基づく取締役会決議による事後的免除(会社 426) 取締役の責任免除を規定する定款変更の議案を株主総会に提出する場合、及び定款の規定に基づき個別の責任免除の議案を取締役会に提出する場合には、すべての監査役の同意が必要(会社 426②)。</p> <p>iii 非業務執行取締役との事前の責任限定契約(会社 427)</p>	<p>後者が個別事案についての責任免除議案であることをより分かりやすく示した。</p> <p>個々の取締役と契約を結ぶ際</p>

	<p>非業務執行取締役と責任限定契約を締結できる旨の定款変更議案を株主総会に提出する場合には、すべての監査役の同意が必要（会社 427③）</p> <p>(3)～(5) (本文略)</p>	<p>非業務執行取締役と責任限定契約を締結できる旨の定款変更議案を株主総会に提出する場合には、すべての監査役の同意が必要（会社 427③）。なお、この変更された定款に基づいて個別の契約を締結する際には監査役の同意は不要。</p> <p>(3)～(5) (原文通り)</p>	<p>には監査役の同意が不要であることを明らかにした。</p>
--	--	--	---------------------------------

V-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応 p.40～p.41

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		<p>[確認事項] [参考] については改訂なし。</p>	
<p>説明</p>	<p>(1) (本文略)</p> <p>(2)株主から取締役の責任追及等の訴えを提起する請求を受けた場合、監査役が会社を代表して、その請求に応じるかどうかを判断する。提訴請求をした株主は、会社（監査役）が60日以内に訴えを提起しない場合には、自ら責任追及等の訴え（株主代表訴訟）を提起することができる（会社 847③）。提訴請求に応じない場合で、株主等から不提訴理由の請求があるときは、会社（監査役）は、請求者に対し、遅滞なく書面等により不提訴の理由を通知しなければならない（会社 847④、会社規 218）。株主が代表訴訟を提起した場合、会社が被告の取締役側に補助参加するとき（会社 849①）、又は当該訴えにおける和解をするとき（会社 850）は、すべての監査役の同意が必要である（会社 849③、849の2）。</p>	<p>(1) (原文通り)</p> <p>(2)株主から取締役の責任追及等の訴えを提起する請求を受けた場合、監査役が会社を代表して、請求日から60日以内にその請求に応じるかどうかを判断する。提訴請求をした株主は、会社（監査役）が60日以内に訴えを提起しない場合には、自ら責任追及等の訴え（株主代表訴訟）を提起することができる（会社 847③）。提訴請求に応じない場合で、株主等から不提訴理由の請求があるときは、会社（監査役）は、請求者に対し、遅滞なく書面等により不提訴の理由を通知しなければならない（会社 847④、会社規 218）。株主が代表訴訟を提起した場合、会社が被告の取締役側に補助参加するとき（会社 849①）、又は当該訴えにおける和解をするとき（会社 850）は、すべての監査役の同意が必要である（会社 849③、849の2）。</p>	<p>「請求日から60日以内にその請求に応じるかどうかを判断する」を入れた方が、次の「60日以内に訴えを提起しない場合には」に繋がりやすい。</p>

	<p>(3)いわゆる多重代表訴訟制度により、最終完全親会社等の総株主の総議決権の1%以上の数の株式を有する（ただし、公開会社では6か月前からの）株主は、大規模な完全子会社の取締役の損害賠償責任（特定責任）について、完全子会社に対し、提訴請求をすることができる（会社847の3①）。「大規模な完全子会社」とは、最終完全親会社等が直接又は間接的に有する子会社の株式帳簿価額が、当該親会社の総資産の5分の1を超えている場合の当該子会社が該当する（会社847の3④）。最終完全親会社は、事業報告にその名称等を記載しなければならない（会社規118四）。提訴請求の手續等は株主代表訴訟の手續に準じるが、提訴請求を受けるのは、完全子会社（監査役）である（会社847の3⑦⑧、会社規218の7）。</p>	<p>(3)いわゆる多重代表訴訟制度により、最終完全親会社等の総株主の総議決権の1%以上の数の株式を有する（ただし、公開会社では、提訴請求時において引き続き6か月前からの）株主は、大規模な完全子会社の取締役の損害賠償責任（特定責任）について、完全子会社に対し、提訴請求をすることができる（会社847の3①）。「大規模な完全子会社」とは、最終完全親会社等が直接又は間接的に有する子会社の株式帳簿価額が、当該親会社の総資産の5分の1を超えている場合の当該子会社が該当する（会社847の3④）。最終完全親会社は、事業報告にその名称等を記載しなければならない（会社規118四）。提訴請求の手續等は株主代表訴訟の手續に準じるが、提訴請求を受けるのは、完全子会社（監査役）である（会社847の3⑦⑧、会社規218の7）。</p>	<p>「いつの6か月前からか」を明確にした。</p>
<p>監査のツボ</p>	<p>1)株主代表訴訟（多重代表訴訟を含む）への事前の備えも含め、必要な場合に速やかに相談できる弁護士（会社の顧問弁護士以外の弁護士）を予め決めておくことが望ましい。会社の法務部門とは事前打ち合わせを行う。</p> <p>2)を新設。</p>	<p>1)株主代表訴訟（多重代表訴訟を含む）への事前の備えも含め、必要な場合に速やかに相談できる弁護士（会社と取締役の利益が相反する場合にも対応できるように、会社の顧問弁護士以外の弁護士）を予め決めておくことが望ましい。会社の法務部門とは事前打ち合わせを行う。</p> <p>新設 2)多重代表訴訟とは、完全親会社の株主が完全子会社の役員等に対して責任追及の訴えを直接提起できる制度であり、完全子会社の不祥事が原因で完全親会社に損害が生じたときに、完全親会社の株主の利益を保護することを目的としている。</p>	<p>会社の顧問弁護士以外の弁護士に依頼する理由が利益相反の回避であることを明記。</p> <p>多くの会社にとって馴染みの薄い「多重代表訴訟」について、コンパクトに解説し、理解を促進。</p>

	2025年版原文	2026年版	理由・根拠
		[確認事項] [参考] [監査のツボ] については改訂なし。	
説明	<p>(1) (本文略)</p> <p>(2) 監査役候補者の選定に際しては、監査役（会）は以下の監査役の適格性を慎重に検討することが望ましい。</p> <p>① 任期を全うすることが可能である。</p> <p>② 業務執行者等からの独立性が確保できる。</p> <p>③ 公正不偏の態度を保持できる。</p> <p>④ 会社経営に対する知見及び監査業務に対する意欲を有する。</p> <p>⑤ を新設。</p> <p>なお、監査役の内最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。</p>	<p>(1) (原文通り)</p> <p>(2) 監査役候補者の選定に際しては、監査役（会）は以下の監査役の適格性を慎重に検討することが望ましい。</p> <p>① 任期を全うすることが可能である。</p> <p>② 業務執行者等からの独立性が確保できる。</p> <p>③ 公正不偏の態度を保持できる。</p> <p>④ 会社経営に対する知見及び監査業務に対する意欲を有する</p> <p>(新設) ⑤ 職務を遂行するために十分な時間を確保することができる。</p> <p>なお、監査役の内最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。</p>	<p>「監査役」がお飾りや名誉職ではなく、職責を全うするためには、職務遂行に十分な時間を確保することが必須条件であることを明記。</p>